|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **別記様式第39**（第29条の３関係） | | | | 整　理　番　号　（注１） |  |  |
| 濃度確認申請書  年　　　　月　　　　日  原　子　力　規　制　委　員　会　　殿　（注３）  氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）  　　放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の３第１項の規定により濃度確認を申請します。 | | | | | | |
| 氏名又は名称 | | |  | | | |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 | | |  | | | |
| 住所 | | | 郵便番号（ ）  都 道  府 県  電話番号（ ） | | | |
| 許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日　　　　　　　　　　　（注４） | | |  | | | |
| 工場又は事業所  廃棄事業所等  （注５） | 名称 | |  | | | |
| 所在地 | | 郵便番号（ ）  都 道  府 県  電話番号（ ） | | | |
| 連絡員の氏名  （注６） | | 所属部課名（ ）  電話番号（ ）  ＦＡＸ番号（ ）  メールアドレス（ ） | | | |
| 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称 | | |  | | | |
| 濃度確認対象物の種類及び総重量 | 種類（注７） | |  | | | |
| 総重量 | |  | | | |
| 濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果　　　（注８） | | 濃度確認対象物の種類  （注７） |  | | | |
| 評価単位の重量 |  | | | |
| 放射能濃度の測定及び  評価に用いた方法 |  | | | |
| 核　　　　　　　　　　種 |  | | | |
| 放射能濃度 （注９） |  | | | |
| 割　　　　　　　合 （注10） |  | | | |
| 割　　合　　の　　和 |  | | | |
| 濃度確認対象物の保管場所及び保管方法 | | |  | | | |
| 濃度確認希望年月日 | | | 年　　　月　　　日 | | | |
| 手数料の納付方法  （注11） | | | （原子力規制委員会に申請する場合）  　　イ　収入印紙による納付　　ロ　納入告知書による納付  （登録濃度確認機関に申請する場合）  ハ　登録濃度確認機関の定める方法による納付 | | | |

注　１　「整理番号」この欄には、記載しないこと。

２　削除

３　「原子力規制委員会」　登録濃度確認機関に申請する場合は登録濃度確認機関の長宛てとすること。

４　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | 「工場又は事業所  廃棄事業所等」 | 届出販売業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。 |

６　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

７　「種類」　放射性同位元素によつて汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの区分を記載すること。

８　「濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度の測定及び評価の結果」　評価単位ごとに記載すること。

９　「放射能濃度」　単位としては、ベクレル毎グラムを用いること。

10　「割合」　評価対象放射性同位元素の放射能濃度の当該評価対象放射性同位元素について原子力規制委員会の定める放射能濃度に対する割合を記載すること。

11　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録濃度確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４のつづり込式とすること。

２　この申請書の提出部数は、原子力規制委員会に申請する場合にあつては正本及び副本各１通と、登録濃度確認機関に申請する場合にあつては正本１通及び副本２通とすること。

３　この申請書には、第29条の３第１項に規定する書類を添えること。